

## 第6 行政監査的視点からみた卸売業者及び仲卸業者に対する指導

### 1 岡山市中央卸売市場の使命

- (1) 本報告書の「第3 7 市場開設者の役割」で、監査人は「中央卸売市場の基本目的は市民に対して安全、安心な生鮮食料品を、安定価格で安定的に供給することにあることを忘れてはならない。卸売業者や仲卸業者のためにだけ、中央卸売市場が存在しているのではない」という視点を強調した。
- (2) 監査人は今回の外部監査報告書は、納税者の市民の視点で市民に対して岡山市中央卸売市場の現状について情報を開示し、業務管理者（上場企業でいう、COO、最高業務執行者）が期待されている業務執行を果たしているか否かを市長（CEO、最高経営責任者）及び市議会に報告し、また市民に知らせるものでなければならないと考えてきた。

### 2 卸売業者に対する指導監督

- (1) 福山市中央卸売市場では、水産卸業者が特別清算を開始して倒産したことが平成18年9月4日の山陽新聞に報道されている。大手上場企業の水産会社と地方銀行が大口債権者であるとのことであり、両者の出資により新会社が設立されたと報道されている。
- (2) このように、卸売業者の倒産という事態すら起こりうる時代であり、管理者は、市民に対する使命、職責を果たすという立場から岡山市中央卸売市場の経営基盤を強固にして持続可能化する責任があり、適切に権限を行使して卸売業者及び仲卸業者の財務内容の把握をすることが必要である。

卸売業者は、銀行から平成18年度に1億5,000万円の借入をしている。この借入の趣旨は業者の経営強化に資するというものであった。平成17年3月に作成された「基本構想」に記載してあるとおり、市場にとって卸売業者の体質改善と成長が必要であることは明らかであり、市場事業部から卸売業者に対して、右融資に

際し卸売業者を指導する機会があったし、今後とも岡山市中央卸売市場として厳正な指導管理をすべきである。

### 3 仲卸業者に対する指導監督

(1) 今回、「基本構想」で提言された仲卸業者の統合などについて、進捗が遅いことに関連し、その促進のために開設者が業務規程で仲卸業者の財務基準を改正する必要性に関しても指摘した。なぜなら、現在の財務基準が財務会計上の観点からすれば、余りにも甘すぎるからである。

(2) 言うまでもなく財務基準というものは市場内部の裁量行政的なものであってはならない。仲卸業者の許可について取消しという重大な結果として拘束するものであるから明確であることと、基準は公開されることが当然である。

ところで、業務条例第27条の「業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなった」ことが、仲卸業者の許可取消し理由であり、岡山市における現在の財務基準はこれを具体化しているものの、現在の基準は会計的観点からすれば、国の基準から比較しても余りにも緩和され過ぎであり、基本計画の唱える統合の誘引となりうるものではない。管理者は開設運営協議会のテーマとすることにより早急に関係者による改正の議論を求めるべきである。そして、管理者は何よりも仲卸業者の統合のための調整役を果たすべきである。

(3) その他、管理者は現行でも

「条例第31条の業務報告書の90日以内提出の完全履行を求める」

「業務報告書の内容に虚偽記載が無いのかを可及的に検討する」

ことが必要であり、今回の監査によっても相当の疑問が発見できた。虚偽記載と断定できるかは現時点では明確ではないが厳正な対応が必要である。実質的に債務超過や、事実と反する記載があるときは、改善の期限を切って指示し、改善が期限までに履行されない場合は、少なくとも条例第86条第1項(1)若しくは(2)違反として許可を取り消すことが出来ることを意識して業務執行をすべきである。そうしないと不適切な甘えを生むことになる。

## 第7 市場開設運営協議会

### 1 開設運営協議会

- (1) 業務条例第88条によると、市場開設協議会は管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとされている。

市場の経営に関すること  
市場の業務の運営に関すること  
市場の広報活動に関すること  
市場の開設に関すること  
その他必要な事項

- (2) これに対して、広島市中央卸売市場業務条例第74条の3では、協議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

市場の開設に関すること  
市場の施設の整備に関すること  
市場の業務の運営に関すること  
売買取引に関すること  
その他市長が必要と認める事項  
と規定されている。

### 2 開設運営協議会の人数

- (1) 岡山市の開設運営協議会の人数は業務条例の第89条で30人以内と規定されている。岡山市より人口が多い静岡市(清水市と合併後のもの)中央卸売市場の開設運営協議会の人数はホームページによると14名であり、広島市では条例第74条の4で26人以内である。これは、広島市の審議会一般の定員が26人以下という通則があるためにこれに従っているということである。

- (2) 岡山市では関係業界などからほとんどの委員が選抜され30人がいて、議論が十分にできているのかという疑問があるし、議事録を比較しても広島市の会議の様様と比較して議論が活発とは認めがたい。工夫が必要である。

### 3 開設運営協議会の開催や運営

- (1) 岡山市と広島市の条例を比較して気が付くのは、広島市では、「市場の施設の整備に関する事」が調査審議事項として明記されており、インターネット上で公開されている広島市の開設運営協議会議事録によれば、平成17年2月4日に開催された協議会では、議事として「中央卸売市場業務条例一部改正について、広島市中央卸売市場整備計画について及びその他」が掲記され市場の整備計画に関しても詳細な説明がなされている。
- (2) しかし、岡山市においては平成17年2月以降には平成18年1月27日に開設運営協議会が開催されただけであり、その会議結果によると、市場の施設の整備に関する審議や報告がなされていると認定できない。
- (3) ところが、岡山市においても毎年のように整備や修繕が行われているし、卸売業者や仲卸業者及び市民にとっても関係や関心が深いはずであるが、これについて協議会の議題としていないのは広島市と比較するまでもなく、本来的に適切ではない。

岡山市の条例においても「市場の経営に関する事」もしくは「その他必要な事項」に該当すると解釈して調査審議すべきであり、そのことが市場に関する情報開示を行い、理解を得ることになって市場の発展になるし無駄な支出の抑止力にもなることを認識すべきである。

30人もの委員がいるということを考えれば、諮問事項に該当しないとしても報告事項として情報を開示して意見を求めることをしないと開設運営協議会の存在意義が薄れることになる。平成17年2月以降に開催されたのが18年1月27日だけというのは、岡山市としてどういう位置づけという意識なのか疑問である。条例改正や整備の予定や結果報告などは開設運営協議会に報告してもよいのではない

かと考える。

(4) 平成17年8月19日に2億6,670万円で岡山市中央卸売市場立体駐車場新設工事の契約が締結されているが、この工事に関して開設運営協議会で説明があったとは認めがたい。立体駐車場新設のような関係者が広範にわたる工事について、説明をしないという開設運営協議会の開催や運営のあり方は改善すべきである。

(5) 広島市では、広島市中央卸売市場運営協議会の平成18年10月6日議事録の抜粋によれば、平成17年3月31日に国が公表した「平成22年度を目標とする中央卸売市場整備計画」に関連して説明がなされている。

ところが、岡山市の運営協議会では報告もしくは議論はなされていない。平成17年3月に作成されている「基本構想」と平成17年3月31日に国が公表した「平成22年度を目標とする中央卸売市場整備計画」が合致しているから、岡山市においては、そういう点はテーマとする必要もないという判断であるとしたら十分ではない。岡山市では市場開設運営協議会の議事録が容易にインターネットで入手できない。改善すべきである。

## 第8 市場業務条例

### 1 業務条例及び規定の改正

業務条例及び規定の改正は、関係する箇所指摘した。

### 2 会社法制定に関連して

会社法制定との関連で、広島市では、会社法制定にともなう表現の改訂が検討されたことが、開設運営協議会の議事録でも理解できるが、岡山市では不明である。

要点として、会社法で破産者であっても会社の役員の欠格事由とならないことになったとの関連で、第24条(6)の申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち「破産者で復権を得ないものがあるとき」とあるのは少なくとも疑問である。

## 第9 岡山市中央卸売市場の将来

### 1 将来の設備の大規模更新、将来の大きな投資

(1) 市場内部には、剰余金によって将来的に大きな建設投資をしようとする考え方があるのではないかと推察される。なぜなら施設の老朽化も指摘されているし、岡山市監査委員の平成17年度の審査意見書14頁には財務比率が書かれていて「理想とされる比率を示している」という表現があり、また、建設改良積立金について、「内部留保に勤めている」という記載があるからである。これらの記載が将来の建物及び設備の更新、投資を想定して書かれている可能性があるからである。

(2) この記載のように市場に関して現在の財務比率が理想的であれば、市場は明確に自立すべきであって、今後は一般会計から繰出金を支出する必要はないという考えが生じるものである。更に進んで市場事業会計から過去の蓄積を吐き出して一般会計に戻せばよいという帰結になるはずである。

平成17年度に決定された「基本構想」の5-3では民設民営への移行の可能性について検討するとされているが、このような市場の将来像に関係する基本的方針の変更の伏線とも解釈される余地のあることが、何時にどのようにして決済されたのか判然としないという疑問がある。内部留保に努めるということは抽象的には妥当であるが、市場事業会計の一般会計繰入金を維持しようとする考え方は、中期経営計画及び長期経営計画も策定されていない状況下では、市場の運営に関して適切なものと認めることは困難である。

(3) 現在の一般会計繰入金の存在を前提として、単年度黒字決算とし、剰余金を積み立てているという市場事業会計を前提とするならば、市場事業会計だけで、多額の資金を必要とする投資や事業を行うことは市民の理解を得られないというしかない。市場事業会計の構造や真実の姿を市民や議会が知って、市民が将来の選択をする際の材料とする必要がある。

その結果、たとえば卸売市場よりは他の事業を優先するという岡山市民の選択が出てくるかもしれないのである。



(4) 現在の岡山市の財政状況を前提とするならば、数億円を超える大きな改築などの投資に関して一般会計からの支出はまず困難というしかない。岡山市の財政状況に照らして、相対的に緊急性の低い市場事業に多額の投資はできないという選択もありうる。

(5) 現状では起債をしない限り大きな投資資金を調達することは不可能であるし、また、大きな投資や建設をしても投資資金の回収はできないことは多言を要しない。なぜなら先ず起債の規制があるからである。即ち地方分権一括法による改正後でも公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための公営企業債については総務大臣又は知事と協議が必要である。したがって、大きな投資は困難であると見込まれる。

また、起債をしても建設改良費は建設改良された施設等により減価償却費相当分の料金収入を得ることが前提となっているし、準建設改良費についても将来の料金収入により回収が見込まれるが、現在の岡山市中央卸売市場の使用料や施設料金の収入体系や実績では、大規模投資の元利金の弁済はできないことはほぼ明らかである。現在の市場の損益状況では、一般会計からの繰出金の補填が無い限り市場経営は、実質的に大幅な赤字であり、大きな起債の返済は不可能であることは明瞭である。

## 2 中央卸売市場の転換

(1) 「基本構想」の5－3で民設民営への移行の可能性について検討するとされている。平成13年以降に市場の民営化は平成13年度に1、平成14年度に2、平成16年度に1、平成17年度1の例があるという。また愛知県瀬戸市でも民営化がなされている。これらは農水省の「卸売市場整備基本方針」の内容に沿うものである。

(2) 釧路および大分の各中央卸売市場が平成18年4月に地方卸売市場に転換した。岡山市中央卸売市場は農林水産省の基準によっても地方卸売市場への転換の対象となっていないが、平成17年度の「基本構想」に書かれているにもかかわらず、未だに民設民営化の検討に着手されていない。「意見書」17頁には組織形態の検討



委員会をつくり、2008年度までに方針を決定するとあるがその後は進んでいないし、岡山市で行われた行財政改革の「事業仕分け」でも平成19年3月現在、未だ仕分け結果の公表と評価を受けていない。

- (3) 岡山市民によって卸売市場機能の公共性が広く認識され卸売市場機能を何らかの「組織」に担わせるべきだとしても、その選択肢として岡山市中央卸売市場が現在の地方公営企業法の全部適用のもとで持続可能か否かを検討していくならば、独立採算制度のもとで黒字を確保していくことは相当に困難であることは明らかである。なぜなら次のとおりの約1億7,000万円の収支改善が限度と考えられるからである。⑤の公債の借換えによる利息支払の削減は、現行制度のもとでは、直ちに可能ではないが、試算の意味で記載している。

① 市場使用料を1,000分の3に是正することによる増収	2,454万円
② 空き店舗の満杯実現による増収	3,400万円
③ 駐車場料金の値上げ、無料部分の有料化による増収	200万円
④ 駐車場満杯による増収	145万円
⑤ 公債の借換えによる利息支払の削減	2,000万円
⑥ 設備関係委託契約費用の削減	2,000万円
⑦ 一般廃棄物処理手数料の適正化	2,695万円
⑧ 場内清掃負担金の合理化による改善	1,465万円
⑨ 人件費の削減	5,000万円

- (4) 上記の算定根拠は下記のとおりである。併せて上記の改善策に係る現実の問題も検討し記載した。

① 算定根拠

「第4 1 市場使用料」

市場使用料を1,000分の3	183,979千円 (図表14)
市場使用料を1,000分の2.6	159,448千円 (図表11)
差 引	24,531千円 (図表22)

市場使用料を1,000分の3の原則に戻すことについて、平成21年度からのいわ

ゆる手数料の自由化とも関連して関係者の抵抗が強ければ改善は容易でない。

② 算定根拠

「第4 5 空き店舗等」

33,925千円（図表26）

空き店舗の満杯実現などは、関連事業者の高齢化などによる撤退もあり、市場に来場者が増加して利益が出るなどの魅力がないと可能性として乏しい。

③ 算定根拠

「第4 7 駐車場」

図表31①実収入と図表28からの値下げ金額の試算額（3,430千円）および有料化による試算額（青果部196台 水産物部 152台 7,308千円）から実際の利用方法・利用状況等を勘案し、現実に徴収可能な最低限の金額を概算で算定した。

駐車場料金の値上げ、無料部分の有料化による増収、駐車場満杯による増収は、公営企業として収益徹底の意識改革をなして管理を厳正に行なえば比較的容易である。

④ 算定根拠

「第4 7 駐車場」

1,455千円（図表31）

⑤ 算定根拠

「第4 4 企業債の発行」

20,411千円 図表22より平成18年4月1日に未償還企業債の借換えを行ったものとして、平成18年度予算 支払利息と監査人が行ったシミュレーション数値を比較した。なお、企業債の償還により平成19年度以降支払利息の負担は大幅に軽減する。

企業債の借換えによる利息支払の削減は、法令の制限があり容易ではないが、市役所と協力をしていく必要がある。

⑥ 算定根拠

「第4 9 委託費」より委託費削減の期待数値を記載した。

複数の設備関係委託契約費用の削減は、数値目標を徹底して随意契約を競争入札にすることで可能である。

たとえば、魚アラ保冷庫の「管理料」として年間793万円が支払われているが、高崎市総合地方卸売市場などによれば、業者に対して施設の利用を認めているが、市場が業者に管理料その他の名目で金員を支払っていることはない。魚アラは、魚粉製造メーカーに販売することで集積する業者には利益が出ているという認識である。

したがって、処分委託費用でなく「管理料」名目で岡山市中央卸売市場が真実に支払う必要の有無についても根本に立ち返り料金を支払う必要は無いということを検討する必要があるし、何らかの理由で支払うことが適正とされても、業者は有価物として販売して利益を得ていると推察されるから、少なくとも管理料の大幅削減を検討すべきである。このように、従来の継続ではなく各種の委託費用については視点を転換して再検討する必要がある。

⑦ 算定根拠

「第4 10 手数料、負担金及び分担金 (4) ア」

ゴミ処理手数料 26,954千円

一般廃棄物処理手数料の適正化についても、上記に説明したことがそのまま該当するし、見直しを実行することにより経費の削減は可能である。

⑧ 算定根拠

「第4 10 手数料、負担金及び分担金 (4) イ」

場内清掃業務負担金 14,652千円

場内清掃負担金の合理化による改善は、可能だし実現しなければならない。

⑨ 人件費の削減

公務員による守衛の廃止を筆頭に人件費の削減は5,000万円としているが、後記のとおり管理者の決断で岡山市からの出向者を最終的に3人程度にすれば、人件費の削減は更に5,000万円が可能で合計1億円の削減は容易である。

- (5) 現在の市場の営業収入が低迷している原因は、青果冷蔵庫使用料が、本来は月額485万5,750円であるものが現実には115万5,000円、水産物冷蔵庫使用料が、本来は月額915万3,900円であるものが現実には220万5,000円しか収入がなく、年間で合計1億6,811万5,000円の予定が4,032万円の収入しかなく、1億2,000万円が逸失していることであることは指摘した。

この本来の冷蔵庫使用料が得られていれば、2億円程度の収支改善は比較的容易であったはずであり、人件費の削減と総合すれば現在の一般会計繰入金は全廃も可能なはずであった。

しかし、「第4 実施した監査の内容 18 保有株式と当該会社の問題」で既に説明したように、冷蔵庫は経年にもなう老朽化その他の理由で十分な収益が上げられず、反対に修繕費が毎年1,000万円以上かかっており、いわゆる金食い虫となっている。

したがって、卸売市場機能の維持の具体化策として、特に冷蔵庫施設を建設ないし維持するために現在の管理者が考えているらしい「約10年後に大規模な投資を行う必要がある」と仮定した場合に、現在の体制の下で公債等を発行することによって行えるのか、それともPFI事業によって行うか、公設民営、民設民営で行うかは、別途に真剣に検討をすべきである。

既に検討したように、大規模な投資という前提であれば、投資した資金の返済が困難であるから現在の体制下や岡山市の資金で建設することを前提とした公設民営の体制下では相当困難である。

民設民営に至らないとしても民間資金で建設し、岡山市は土地を賃貸するという意味での「公設」しか選択の余地はないと判断させる。

ただし、後記で説明するが、冷蔵庫の問題に関して本当に大規模な投資、高額の改修費が必要なのかは疑問であり、慎重に検討する必要がある。

- (6) ちなみに神戸市中央卸売市場は、約168億円を要する市場の建替え関係の投資をいわゆるPFI事業として実現している。この事業方式は、事業者がPFI法に基づき本施設の設計・建設、工事監理を行い、市に施設を引き渡し、事業期間を通して施設の運営および維持管理業務を行うBTO方式（Build-Transfer-Operate）とし当該施設は「公の施設」として位置づけられるものである。

事業期間は、平成17年1月から平成46年3月までの29年間（設計・建設4年、維持管理運営25年）である。

事業者が実施するPFI事業の範囲は次のとおりであった。

## ア 新施設に関する事業範囲

### ① 設計・建設業務

- ・ 測量調査、地質調査等業務
- ・ 設計及び設計関連業務
- ・ 建設及び建設関連業務
- ・ 備品等の設置工事及びその関連業務
- ・ 建設に伴う各種申請等業務
- ・ 工事に伴う近隣対策業務
- ・ 補助申請業務

### ② 工事監理業務

- ・ 工事監理業務

### ③ 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務（設備運転・監視を含む）
- ・ 外構施設保守管理業務（雨水、汚水、舗装など）
- ・ 清掃業務
- ・ 廃棄物処理業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 修繕業務（別途指定する特定の大規模修繕は除く）
- ・ 植栽維持管理業務

### ④ 運營業務

- ・ 市場P R施設運營業務

## イ 既存施設に関する事業範囲

### ① 維持管理業務

- ・ 清掃業務

- ・ 廃棄物処理業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 植栽維持管理業務

神戸市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計・建設、工事監理に係る費用については、事業期間中あらかじめ定める額を、割賦方式により事業者を支払い、ただし、事業者は自らの申請に基づき補助金の交付を受けるとし、市が事業者を支払う額から補助金相当額は除くというものである。

また、施設の維持管理、運営に係る費用については、物価変動等を勘案して定める額を、事業期間にわたり事業者を支払うというものである。事業者はリース会社が代表であり、コンソーシアムメンバーとして他に6社がいた。

神戸市中央卸売市場へ現場視察を行った結果、民間のアイデア、特に、将来の大規模修繕が少ない設計を重視したという説明を受けた。

#### (7) 民営化の真剣な検討

監査人として、今回の監査に際しては先ず、現在の公営企業という形態を前提として、「一般会計からの恒常的な繰入金約2億円超を遅くとも5年間で全廃することを実現する経営計画をたてるべきであり、これはほぼ不可能ではないからこれを優先すべきである」という仮説をたてて検討してきた。

上記のとおり、管理者が決断することによって最も容易に実現できることは、岡山市からの出向者を最大限3名程度にすることによる人件費の1億円以上の大幅な削減である。この方法は何も不可能でないことは、例えば、高崎市総合地方卸売市場の例によって明らかである。

#### (8) 即ち、高崎市総合卸売市場株式会社は、資本金4億円でありそのうち高崎市が52.5パーセントの株主であるいわゆる第3セクターである。

代表取締役は高崎市長で、開設者の組織構成(常勤取締役2名、総務部長1名、事業部次長兼水産係長1名、事業部次長兼青果花き係長1名、嘱託職員1名、臨時職員2名)の8名である。実際の経営にあっているのは、民間の玩具販売会社の社長経験のある74歳の民間人であり、この方が市場長(代表取締役副社長)と



なっている。

つまり、正規職員、社員と言い得るのは総務部長及び2名の次長の計3名ではない。この3名は株式会社であるから勿論民間人であり(年齢は56歳、52歳、51歳でいずれも勤続20年を超えている)、市役所職員と同じ水準の給与が支払われており8名の年間給与の合計は約4,350万円という。

岡山市中央卸売市場の人件費である2億1,400万円に比較して大変に少ない。

高崎市総合地方卸売市場は敷地面積が130,100平方メートル、供給人口約60万人、青果取扱高が5万トン、水産物取扱高が1万5,000トン、花き取扱高が4,000万本で、卸売業者は青果1社、青果仲卸業者7社、水産物卸売業者1社、水産物仲卸業者18社で、花きの卸売業者は1社であり取扱高金額としては年280億円である。

会社の総収入は年約4億円で近年ほとんど変動していない。

高崎市からの補助金は、平成15年度で営業費用の8.0%、平成16年度で6.2%、平成17年度で5.0%である(営業費用は減価償却費を除く)。「総務省通知」に繰入れ基準(第4-3 一般会計繰入金)や岡山市の一般会計繰入金を大幅に下回る率及び金額である。ただし、建設投資にあたって、別途事業ごとに補助金を受け入れている。

高崎市に対しては、市出向者の人件費、駐車場の借地料、固定資産税を支払っているが黒字である。さらに、法人税等も、納税している。

- (9) 管理者として市場使用料の1,000分の3への復帰に対して関係者の協力が得られにくい場合に、管理者にできることは、人件費の削減であり岡山市からの出向者は高崎市総合地方卸売市場の例や今回の監査結果に照らし、たとえば、3名程度でもよいということであり、管理者を除く現在の21名から18名を削減することで確実に1億円のカットとなる。職務の分掌縦割りを廃止して1人で何役も行うことは、民間企業であれば当たり前のことであり、岡山市中央卸売市場で全く不可能だということは考えがたい。必要ならば、公募すれば足りる。公務員が岡山市中央卸売市場の職員としていることが必須という法令は見当たらない。むしろ、民間人が販売士、ボイラー関係、危険物取扱い等の各種の資格を取得して業務に当たることが期待される。

そして、管理者として改善策をいろいろ実行しても、収支の改善は2億円程度

が限度となれば、つまり、これ以上の改革が困難となり地方公営企業として黒字化自立がほぼ永久にできないというのであれば、抜本的な解決策を採用するしかない。そして、その回答は民営化(民営化の具体的内容として、岡山市がどの程度の株式を保有するかは、食の安全の確保という公益、行政の観点に照らして決定すべきである。)が選択肢として最適である。

- (10) 市場に関係する業者が、仮にも自分らは卸売市場法によって営業を規制されているから行政の支援を受けるのは当然であるという意識のままで使用料金を条例の基本に戻すことについて困難視するのであれば、市民の税金の投与をしている岡山市は、その規制をはずすという選択提示をして業者に自立を促すしかないであろう。

その提示の具体的内容の当面の内容は、今後は建設する設備等は高額なものは民間資金によって建設するということであり、帰結は岡山市中央卸売市場の民営化であり、高崎市などに先例がある株式会社が開設者となる地方卸売市場(第3セクター方式)も有力な選択肢となろう。

- (11) 監査人としては、民営化を実現したら黒字が出るということを保証することはできないが、視点は、岡山市の一般会計からの税金の投入をこれ以上続けることによって将来的に岡山市中央卸売市場が持続可能だという保証は無いということであり、現在のような多額の税金の投入は卸売市場法改正の方向に逆行し、まず不可能だということである。

危機を直視して市場関係者は、平成21年度の手数料自由化を目処として可及的に3年以内に民営化への転換を本気で実現することが妥当であり、このことは既に平成17年度に提言されていることである。岡山市が多額の税金を投入するという意味での公設民営化では、岡山市の資金で将来の大規模投資を実施することは困難であるし、それに見合う公共性や優先度が薄弱であるから、最適かは、慎重に判断する必要がある。

- (12) たとえば、どうしても関係者が高額投資によって新しい冷蔵庫が必要というのであれば、岡山市の税金を新規に投資しても企業会計的にみて赤字とならずに

回収できる見込みは低いから、知識と経験が豊富な民間業者が建設し、これを必要とする業者が出資するのが過大な投資とならず相当であり、岡山市は敷地土地を賃貸するに留めることが妥当である。

- (13) 岡山市中央卸売市場の冷蔵庫は、水産棟および青果棟のいずれもコンクリートの建物である。また、せりが行なわれる場所から離れており、商品の移動にも現在ではフォークリフトを使用する距離が大という無駄なコストがかかるし、衛生面でも問題が無いとは言いがたい。したがって、せりの行なわれる場所に本来は近接していることが望ましい。

青果の冷蔵庫は、正確には保冷库であるが、仮にこれを新設するとしても高額な費用が必要とは考えられない。

なぜなら、高崎市総合地方卸売市場では、青果のせり場に近接して高さ4.5メートル、間口37.4メートル、奥行き27.2メートルの保冷库(約1,000平方メートル)を建設し、保冷库全体を高さ6メートル、間口38.4メートル、奥行き40.8メートルの鉄製の屋根で覆っているが、以上の建設費用は総額9,000万円であった。保冷库はコンクリート家屋でなく、パネルで製作されている。大屋根の上には、面積800平方メートル太陽光モジュール560枚を設置して太陽光発電を5,400万円を平成17年度に設置したが、半分の2,700万円を市場が負担し、その余は補助金を獲得している。

#### 高崎市総合地方卸売市場 全景 (パンフレットより)



## 高崎市総合地方卸売市場 青果卸売場（監査人撮影）



また、高崎市総合地方卸売市場にも昭和54年に建設された面積1,320平方メートルのコンクリート建物の水産物冷蔵庫があり冷凍機は7台とのことであって、平成18年度には建設以来2回目の冷凍機交換工事を2台について実施したが、1台あたりの費用は約800万円である。

つまり、何億円も必要という訳でなく、水産物冷凍庫についても青果物保冷庫と同様に新設するとしてもパネル製で足りるという見解である。

同市場では、水産棟（せり場）内に（大屋根の中にパネル製の天井がある区切った建物を設置し）大物低温卸売場及び塩低温卸売場を設置して、温度管理をしており、また、仲卸業者用に既存のプレハブ建物を利用して、その下に仲卸業者専用のプレハブ冷蔵庫を設置して賃貸しているから、卸売業者の利用を意図した水産物冷蔵庫の新設の緊急性は低いという判断をしており、過剰設備とならないように冷凍機の交換をしているということであった。つまり、仲卸業者の冷蔵庫への入出規制（仲卸業者の意思によって冷蔵庫が開閉するということは、卸売業者の在庫量が判り卸売業者の業務上の秘密の確保が困難となるということであり、開閉による温度の上昇その他のコスト増加となる）、仲卸業者の保管業務と冷蔵庫の分離（卸売業者が仲卸業者の商品を預かるということを防ぐ）を徹底しているのである。

下記写真参照

冷蔵庫（監査人撮影）



プレハブ冷蔵庫（監査人撮影）





プレハブマグロ専用低温売場 置き台として花崗岩を使用（監査人撮影）



- (14) このように、冷蔵庫の問題に関しては、これが必要であるとしても岡山市中央卸売市場における現在の稼動状態と収支、岡山市が出資している冷蔵庫管理会社の最近の赤字を前提とすれば、これの新設や大規模修繕の内容は厳正に評価して無駄な出費をしないようにする必要があり、既存の市場開設運営協議会で審議する必要があるし、少なくとも任意の諮問機関として、例えば、投資委員会を設置して十分に検討する必要がある。そうすれば、過剰投資は回避できるし、解決は困難であるとは考えにくい。
- (15) 岡山市中央卸売市場が「中央卸売市場」であり続ける必要性は何なのかを検討しても、いわゆる「中央」という呼称が金看板ということ以外に必然性は見出せなく、仮に地方卸売市場に転換したとしても格別に不都合であるということは発見しがたい。



### 3 岡山県内の他市場との統合

- (1) 岡山県内の他の市場との統合も想定されるが、現時点では対象が具体的でないし、岡山市にとって他の市場の損失の引き受けになるのではないかというリスクがある。経営統合が他の市場を廃止して土地を売却することを含むのか等を明確にする必要があり、それが明確にならない限りは、コストダウンの計算も明確に行うことはできない。
- (2) 市場施設を維持しながら卸売業者の経営統合を先行させ、ネットワーク機能を駆使して機能統合を実現することは可能であるが、統合にいたるまでの能力ある経営者、人材の確保が課題でありこの解決策を具体化する必要がある。

いずれにしても、公務員並みの収入を前提とすれば公募によって民間から人材を確保することは困難とは考えにくいし、1ないし2年の移行期間で公務員の出向を廃止すべきであろう。
- (3) しかし、岡山県内他市場との経営統合は、岡山市中央卸売市場の卸売業者の事業拡大を実現できる可能性の高い方策であるから、管理者は卸売業者に対する適切な指導を行うべきである。

### 4 他の地方公共団体からの補助の獲得

- (1) 岡山市民の発想として、岡山市中央卸売市場が、岡山市民だけでなく周辺の地方公共団体の市民にも恩恵、利益を与えているのなら、他の地方公共団体が仮にも岡山市と合併していないなどの事情があるのなら、その地方公共団体から岡山市中央卸売市場に対して幾ばくかの資金を出させるべきことを本気で提言してほしい、という考えが生じても不思議ではない。

なぜなら、岡山市に近接する地方公共団体の住民が岡山市中央卸売市場を利用する卸売業者や仲卸業者から商品を購入しているのであれば、現状の岡山市の一般会計からの繰出金という岡山市民の負担において、他の地方公共団体の住民は利益を得ていることに帰結するからである。

(2) 三重県と沖縄県では卸売市場は県営である。「岡山県も資金を岡山市に補助すべきではないのか。そのように主張できないのか」、という岡山市民の疑問が当然に生じることを忘れてはならない。高知市や松山市の中央卸売市場では特定分野に関して「県補助金」が交付された例がある。管理者は広く検討し岡山市民に説明すべきである。

(3) いずれにしても、岡山市中央卸売市場管理者は一般会計からの繰出金を全廃するために行動する必要がある、その実現のためには考えられる方法について改めてゼロベースで検討し市民に説明する必要がある。ゼロベースというのは、今から事業を始めると仮定した場合に、行うべき事柄である。

仲卸業者から岡山市民以外の者が商品を購入する場合も当然にありその購入者にコストを最終的に転嫁し適正に負担させるためにも、全ての業者に対して受益者負担の考えを貫徹し、市場として適正な収入確保を実現する必要がある。

## 5 民間業者の自助活動、交付金の活用

(1) 岡山市中央卸売市場に関し、一般会計からの繰出金の削減や起債の削減を目的とするならば、市場開設者による投資金の削減策の実行が必要であるということは既に述べた。

(2) 平成17年度に行われたように、低温売場を卸売業者が国からの補助金（交付金）によって建設した事例は岡山市中央卸売市場でも推進していくべきである。既に説明したとおり、岡山市中央卸売市場に新しい冷蔵庫が必要であり更新すべきだということであれば、その内容が高額の費用を必要とするものであれば、現在の経営体制下でも、民間業者が実施主体となるべきであろう。

## 第10 監査結果の総括

### 1 監査の結果

監査人の意見は、現在の形態を前提として、「一般会計繰入金を5年以内で全廃することを実現すべきであり、ほぼ可能であるからこれを優先すべきである」ということであった。

全廃期間を5年と設定したのは、実施した監査の結果、収益の増加、費用の削減の余地が多分にあり、民間企業並みに改革すれば、十分な余裕期間であること、通常、長期計画は、5年間とすることが一般的であることによる。監査の結果、管理者の強い実行力があれば実現は数字的には不可能ではないが、市場関係者の協力が無いと現実には困難であることも明らかとなった。

そして、もしこのまま改善が進捗しないのであれば、卸売市場法の改正方向を考慮して民営化に転換しなければ、岡山市中央卸売市場が岡山市および岡山市民に対して大きな負担を今後とも強いる蓋然性が高いことも明らかとなった。

### 2 他市の中央卸売市場の包括外部監査に関連して

中央卸売市場に係る包括外部監査結果報告書については、平成12年度から平成17年度にかけて相当数報告されているところであり、指摘された内容は概ね同じである。

すなわち、主要な指摘ポイントは、

- ア 中央卸売市場の機能・競争力強化。
- イ 卸売業者、仲卸業者等の財務力の強化。
- ウ 非効率的な組織形態・事業運営、談合の可能性の指摘等。
- エ 一般会計繰入金の削減の必要性。
- オ 他市場との連携、インターネット等の活用による市場の活性化。
- カ 他の中央卸売市場の成功または試みの紹介等である。

このように、包括外部監査結果報告書の指摘内容が共通するのは、全国の中央卸売市場が抱える課題・問題点が共通することにある。

また、外部から指摘があっても、市場開設者、市場内事業者等の環境変化に対応しにくい体質、利害関係の不一致等の要因により、一部改善程度に止まっているのが現状である。

したがって、本報告書の指摘する内容が、上記の他市包括外部監査結果報告書と同様の内容であると指摘を受けること、また、岡山市役所では周知の事実である可能性があることは、十分に承知している。しかし、監査人は今回の監査においては、指摘だけでなく行政監査的な視点から、僭越ながら十分ではないが改善提案をした。

### 3 まとめ

岡山市の厳しい財政状態を考慮すれば、一般会計繰入金の恒常的な入金や岡山市からの財政的支援が今後とも継続することは期待できず、岡山市中央卸売市場の改革の必要性及び緊急性は大きい。

管理者は、国内に既に参考にすべき事例も有るから、積極的に指導力、経営力を発揮して現在の地方公営企業体制のもとでも可能なことは実行すべきであるし、過去の自らの実績を提示して管理者としての業績評価を受ける必要がある。

管理者として執務した経験によって現在の地方公営企業体制の下では改革に限界があるという結論であれば、次のステップとしての解決策を提示し、それが民営化（第3セクター化）ということであれば、早急に市長、市議会、ひいては市民に説明することが必要であり、その時期は到来している。

平成21年のいわゆる手数料の自由化までに、新経営体制の実現を目指すべきである。

以上